

堺市公報 第283号	令和5年9月29日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市契約規則の一部を改正する規則 【財政局契約部契約課】	2
<告示>	
○堺市物品調達、業務委託等に係る入札参加資格について 【財政局契約部調達課】	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	13
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	13
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	14
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	15
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	16
<公告>	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基準該当障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	16
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について	

【産業振興局農政部農水産課】…………… 17
 ○都市計画法に基づく工事の完了について
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 18
 ○都市計画法に基づく工事の完了について
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 18
 <消防局公告>
 ○指定催しの指定について
 【消防局予防部予防査察課】…………… 19
 <農業委員会告示>
 ○農業委員会総会の招集について
 【農業委員会事務局】…………… 19

規 則

堺市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第61号

堺市契約規則の一部を改正する規則

堺市契約規則（昭和50年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「うえ」を「上」に改める。

第24条第3項第1号中「の左欄」を「左欄」に、「対応する」を「同表」に改める。

第26条第1項中「契約書に記名押印のうえ、市長が定める書類を添えてこれ」を「記名押印をした契約書（契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する措置を講じたものに限る。）を含む。）その他市長が定める書類」に改める。

第38条中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第18条第1項及び第24条第3項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の第26条第1項の規定は、令和5年10月1日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

告 示

堺市告示第355号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6・7・8年度において、堺市が行う物品調達（修理、加工及び印刷製本を含む。）、業務委託（工事関連の業務委託を除く。）、役務の提供、賃借及び売払い（不動産に係るものを除く。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示する。

なお、資格を有する者で、同令第167条の5の2の規定に基づき一般競争入札に参加を希望する者及び同令第167条の12第1項の規定に基づき指名を受けようとする者は、別途公告により定める場合を除き、次の3に定めるところにより市の登録を受けなければならない。

令和5年9月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 競争入札に参加できない者

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者は、特別な理由がある場合を除くほか、競争入札に参加できない。

ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 本市の入札及び契約等において次のアからキまでのいずれかに該当し、かつ、該当すると認められてから3年を経過していないとき、その者は競争入札に参加できない。

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

キ 前記アからカまでのいずれかに該当し、かつ、該当すると認められてから3年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条の2に規定する入札参加除外者又は同要綱第5条第2号に規定する大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る事業者

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 審査基準日（定期申請及び追加申請における各申請月の初日とする。以下同じ。）において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- (2) 法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。）並びに堺市税を滞納していないこと。
- (3) 営業について、法令等の規定により必要とされる官公署の許可、認可、免許、登録等を受けていること。
- (4) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱第5条に規定する入札参加除外者等でないこと。

3 登録

(1) 登録の区分等

入札参加資格の登録は、別表に定める区分、業種及び種目ごとに分類した上で、次のアからウまでに掲げる事業者ごとに行うものとする。

ア 市内業者（本市が市税を課税する者で、本市の区域内に本店を有するものをいう。）

イ 準市内業者（本市が市税を課税する者で、本市の区域外に本店を有し、かつ、本市の区域内に本店以外の事業所を有するものをいう。）

ウ 市外業者（市内業者又は準市内業者のいずれにも該当しない者をいう。）

(2) 申請の方法及び時期

競争入札に参加することを希望する者は、堺市電子登録システムを用いて申請するとともに、次号に掲げる書類を市長に提出することにより行わなければならない。

堺市電子調達・電子登録ポータルサイトアドレス

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/system/index.html>

受付期間

定期申請時期

令和5年10月1日から同月31日まで（なお、堺市電子登録システムの稼働時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時から20時まで。）

追加申請時期

令和6年6月1日から同月30日まで

令和6年12月1日から同月24日まで

令和7年6月1日から同月30日まで

令和7年12月1日から同月24日まで

令和8年6月1日から同月30日まで

（なお、堺市電子登録システムの稼働時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時から20時まで。）

(3) 申請の際の提出書類

申請の際には次の書類を提出しなければならない。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りではない。

ア 本市における入札、契約及び業務委託料等の受領等を行う際に使用する印鑑を届け出る書面

イ 資格審査の申請を行う種目について、審査基準日前1年間の事業活動実績を記した書面

ウ 法人にあっては商業登記簿に記録されている事項の全部を証明する書面又はその写し、個人にあっては入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者でない旨の誓約書

エ 法人にあっては印鑑証明書、個人にあっては印鑑登録証明書（審査基準日の3か月前以後に発行されたものに限る。）

オ 国税通則法（昭和37年法律第66号）第123条第1項に規定する証明書又はその写し（法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するもの、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものであって、審査基準日以後に発行されたものに限る。）

カ 本市における納税状況を調査することに同意する書面

キ 許可等を証する書類又はその写し（許可等を要する種目のみ）

ク 協同組合については、組合員名簿

-
- ケ 法人にあつては損益計算書及び貸借対照表、個人にあつては所得税確定申告書及び収支計算書等計算書類の写し（審査基準日前1年の事業年度分）
- コ 前記アからケまでに定めるもののほか、市長が資格審査に必要があると認める書面
- (4) 提出場所（郵送可）
- 〒590-0078
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市役所財政局契約部調達課
- (5) 登録の有効期間
- 定期申請
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 追加申請
6月の申請にあつては同年10月1日から令和9年3月31日まで
12月の申請にあつては翌年4月1日から令和9年3月31日まで
- (6) その他
- ア 申請及び添付書類の提出があつたときは、資格審査を行い、資格を有すると認められた者を登録する。
- イ 提出した申請書及びその添付書類の記載事項に変更があつたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、証明を要する事項については、当該事項に係る証明書を添付するものとする。
- ウ 申請内容に虚偽の記載等があつた場合は、登録を承認しないこと又は登録を取り消すことがある。
- エ 堺市税について、登録後12月1日時点で市税の滞納がある場合は、登録を取り消すことがある。

別表

区分	業種	コード		種目
物品調達	医療・衛生	001	001	医療機器
			002	医療用品・衛生材料
	薬品	002	001	医薬・試薬
			002	工業用薬品
	理化学・計測機器	003	001	環境保全機器
			002	実験機器
			003	光学機器
			004	計測量機器
	石油製品・燃料	004	001	石油
			002	ガス
	教育用品	005	001	学校教材
			002	保育教材
			003	楽器
			004	スポーツ
			005	映画・ビデオ
	事務用品・機器	006	001	事務用品・機器
			002	OA用品・機器
			003	電算用品
			004	梱包
			005	印判
	写真	007	001	写真
			002	青写真
	図書・地図	008	001	図書・雑誌
			002	地図
			003	航空写真
	室内装飾	009	001	カーテン・カーペット
			002	木工製品
			003	畳・ガラス・建具
			004	テント・シート
	電気製品	010	001	家電製品
			002	通信・音響
			003	空調機器
			090	その他電気製品
	厨房・ガス器具	011	001	厨房用品・機器
			002	ガス器具
	機械・工具	012	001	建設機械
			002	機械・工具

		003	上・下水道機器
		090	その他機械工具
一般資材	013	001	木材
		002	骨材・セメント
		003	コンクリート二次製品
		004	ヒューム管
		005	塗料
		090	その他一般資材
道路材	014	001	常温合材
		002	鋼材
		003	鋳物
		004	道路標識・防護柵
防災用品	015	001	消火器
		002	保安用品
		003	消防資機材
看板・旗	016	001	看板
		002	旗・幕
日用品	017	001	日用雑貨
		002	園芸用品
食料品	018	001	茶
		002	牛乳
		090	その他食料品
繊維等	019	001	被服
		002	寝具
		003	はきもの
		090	その他繊維
時計・記念品	020	001	時計
		002	記念品
車両	021	001	自動車
		002	自動二輪・自転車
		003	特殊車両
		004	車両修理
		005	車両用品
企画用品	022	001	イベント・舞台
		002	選挙用品
その他	023	001	環境用品
		090	その他
印刷	024	001	一般印刷
		002	フォーム

業務委 託・役務の 提供	建物の維持管理	051	090	その他印刷
			002	建物環境衛生
			003	建物清掃
			004	人的警備
			005	機械警備
			006	設備運転監視
			090	その他建物の維持管理
	建物設備機器の維持管理	052	001	自家用電気工作物保安管理
			002	電気設備保守点検
			003	防災設備保守点検
			004	冷暖房設備保守点検
			005	エレベータ設備保守点検
			090	その他建物設備機器の維持管理
	屋外施設の維持管理	053	001	公園・緑地等管理
			002	舗装道機械清掃
			003	土木施設管理
			004	水道管の維持管理
			005	水路・下水道管等の維持管理
			090	その他屋外施設の維持管理
	その他維持管理	054	001	計装設備保守点検
			002	ポンプ設備保守点検
			003	自動車保守点検
			004	クレーン保守点検
			005	大気汚染測定機保守点検
			006	計量器検査
			007	プラント施設の運転管理
			090	その他維持管理
	情報処理（コンピュータ関連）	055	001	ソフト開発・システム開発
			002	パンチ業務
			003	パンチ業務以外のデータ入力
			004	電算事後処理
			005	電算システム維持管理・システム運用
			090	その他情報処理
講習・研修	056	001	I T 関連講習・研修	
		002	外国語研修	
		090	その他講習・研修	
催事	057	001	イベント企画・運営	
		002	会場設営	
		003	舞台装置の操作	

		090	その他催事
デザイン	058	001	印刷
		002	展示物
		090	その他デザイン
広告	059	001	映画・ビデオ等の制作・放送
		002	ホームページ作成
		003	看板・サイン作成
		090	その他広告
産業廃棄物処分	060	001	産業廃棄物収集運搬
		002	産業廃棄物処理
運搬請負	061	001	運送・集配・引越
		002	送迎
		003	車両運転代行
		004	宅配
		090	その他運搬請負
台帳・フィルム作成	062	001	道路台帳作成
		002	下水道台帳作成
		003	マイクロフィルム作成
		004	航空写真作成
		090	その他台帳・フィルム作成
計量証明業	063	001	大気
		002	水質
		003	土壌
		004	ダイオキシン類
		090	その他計量証明業
調査研究・計画策定	064	001	経済
		002	環境
		003	福祉・医療・教育
		004	資源・エネルギー
		005	文化・芸術
		006	市民生活
		007	P F I 関連
		090	その他計画策定等
調査	065	001	水道管調査
		002	交通量調査
		090	その他調査
診断・検査	066	001	健康診断
		002	腎臓・心臓・ぎょう虫卵の検査
		090	その他診断・検査

	水道関連	067	001	水道検針
			002	量水器取替え
			003	未納水道料金収納
			090	その他水道関連
	病院関連	068	001	医事関連
			002	物流管理
			003	看護補助
			090	その他病院関連業務
	リサイクル業	069	001	自転車
			002	缶・ダンボール・牛乳パック
			003	放置自動車
			090	その他リサイクル業
その他	080	001	受付・電話交換	
		002	レセプト点検	
		003	人材派遣	
		004	翻訳・通訳・速記	
		005	ピアノ調律	
		006	給食調理	
		007	クリーニング	
		008	収納代行	
		009	カウンセリング	
		010	不動産鑑定	
貸借・売払い	リース・レンタル	081	001	医療機器
			002	事務機器
			003	OA機器
			004	寝具
			005	車両
			006	仮設建物
			090	その他リース・レンタル
	売払い	091	001	鉄
			002	水道メーター
			090	その他売払い

~~~~~

## 堺市告示第356号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年9月29日

堺市長 永藤英機

| 法人名       | 事業内容       | 事業所名             | 事業所所在地                    | 指定年月日    |
|-----------|------------|------------------|---------------------------|----------|
| みのる合同会社   | 居宅介護       | みのる訪問介護          | 大阪府堺市美原区阿弥485番地20         | 令和5年9月1日 |
| みのる合同会社   | 重度訪問介護     | みのる訪問介護          | 大阪府堺市美原区阿弥485番地20         | 令和5年9月1日 |
| みのる合同会社   | 同行援護       | みのる訪問介護          | 大阪府堺市美原区阿弥485番地20         | 令和5年9月1日 |
| 株式会社R I N | 就労継続支援（B型） | 就労継続支援B型事業所 はびわく | 大阪府堺市南区三原台一丁2番3号 ルポ泉ヶ丘105 | 令和5年9月1日 |
| 株式会社ゆきあい  | 居宅介護       | ケアセンターまごころ原山台    | 大阪府堺市南区原山台四丁6番19号         | 令和5年9月1日 |
| 株式会社ゆきあい  | 重度訪問介護     | ケアセンターまごころ原山台    | 大阪府堺市南区原山台四丁6番19号         | 令和5年9月1日 |
| 合同会社SRC   | 居宅介護       | すけさんケアセンター       | 大阪府堺市堺区海山町一丁31番10号        | 令和5年9月1日 |
| 合同会社SRC   | 重度訪問介護     | すけさんケアセンター       | 大阪府堺市堺区海山町一丁31番10号        | 令和5年9月1日 |
| 合同会社SRC   | 同行援護       | すけさんケアセンター       | 大阪府堺市堺区海山町一丁31番10号        | 令和5年9月1日 |
| 合同会社はなさく  | 就労継続支援（B型） | S P O T L A B 堺  | 大阪府堺市北区金岡町523番地1          | 令和5年9月1日 |

~~~~~

堺市告示第357号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和5年9月29日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
合同会社 u a i	計画相談支援	相談支援 u a i	大阪府堺市堺区戎島町二丁30番地	令和5年9月1日

~~~~~

## 堺市告示第358号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年9月29日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名       | 事業内容 | 事業所名           | 事業所所在地                        | 廃止年月日     |
|-----------|------|----------------|-------------------------------|-----------|
| 株式会社ニチイ学館 | 同行援護 | ニチイケアセンター 榎美木多 | 大阪府堺市南区桃山台二丁3-4 ツインビル桃山Ⅱ B102 | 令和5年8月1日  |
| 株式会社わいわい  | 居宅介護 | すけさんケアセンター     | 大阪府堺市堺区海山町一丁31番10号            | 令和5年8月31日 |

|             |        |                          |                                 |           |
|-------------|--------|--------------------------|---------------------------------|-----------|
| 株式会社わいわい    | 重度訪問介護 | すけさんケアセンター               | 大阪府堺市堺区海山町一丁31番10号              | 令和5年8月31日 |
| 株式会社わいわい    | 同行援護   | すけさんケアセンター               | 大阪府堺市堺区海山町一丁31番10号              | 令和5年8月31日 |
| 株式会社デルソール   | 居宅介護   | 訪問介護ステーションデルソール          | 大阪府堺市中区深井北町3132番地1              | 令和5年8月31日 |
| 株式会社デルソール   | 重度訪問介護 | 訪問介護ステーションデルソール          | 大阪府堺市中区深井北町3132番地1              | 令和5年8月31日 |
| 株式会社デルソール   | 同行援護   | 訪問介護ステーションデルソール          | 大阪府堺市中区深井北町3132番地1              | 令和5年8月31日 |
| 合同会社PANDA   | 居宅介護   | パンダケアステーション              | 大阪府堺市中区深井沢町3309-1 グレイスコート善501号室 | 令和5年8月31日 |
| 合同会社PANDA   | 重度訪問介護 | パンダケアステーション              | 大阪府堺市中区深井沢町3309-1 グレイスコート善501号室 | 令和5年8月31日 |
| 合同会社PANDA   | 同行援護   | パンダケアステーション              | 大阪府堺市中区深井沢町3309-1 グレイスコート善501号室 | 令和5年8月31日 |
| ホワイトロード株式会社 | 居宅介護   | ホワイトロード株式会社ヘルパーステーションはっち | 大阪府堺市西区鳳東町七丁745 グリーンパレス鳳310号室   | 令和5年8月31日 |
| ホワイトロード株式会社 | 重度訪問介護 | ホワイトロード株式会社ヘルパーステーションはっち | 大阪府堺市西区鳳東町七丁745 グリーンパレス鳳310号室   | 令和5年8月31日 |

## 堺市告示第359号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第51条

の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和5年9月29日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名                    | 事業内容   | 事業所名           | 事業所所在地              | 廃止年月日         |
|------------------------|--------|----------------|---------------------|---------------|
| 株式会社E i n s<br>w a h l | 計画相談支援 | サブカルビジネスセンター大阪 | 大阪府堺市中区辻之<br>1081-2 | 令和5年8月<br>31日 |

堺市告示第360号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和5年9月29日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名                      | 事業内容     | 事業所名                                         | 事業所所在地                             | 指定年月日        |
|--------------------------|----------|----------------------------------------------|------------------------------------|--------------|
| 株式会社I S A<br>p a r t y   | 保育所等訪問支援 | 運動療育アイエスエー                                   | 大阪府堺市堺区向陵<br>中町四丁7番28号<br>中谷第3ビル2階 | 令和5年9月<br>1日 |
| 株式会社N E X T<br>S T A G E | 児童発達支援   | 認知行動療法特<br>化型 放課後等<br>デイサービス<br>ウィズ・ユ-堺<br>鳳 | 大阪府堺市西区鳳西<br>町三丁12-5               | 令和5年9月<br>1日 |

|                   |                |                                              |                      |              |
|-------------------|----------------|----------------------------------------------|----------------------|--------------|
| 株式会社NEXT<br>STAGE | 放課後等デイ<br>サービス | 認知行動療法特<br>化型 放課後等<br>デイサービス<br>ウィズ・ユウ堺<br>鳳 | 大阪府堺市西区鳳西<br>町三丁12-5 | 令和5年9月<br>1日 |
|-------------------|----------------|----------------------------------------------|----------------------|--------------|

## 堺市告示第361号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和5年9月29日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名        | 事業内容        | 事業所名       | 事業所所在地               | 指定年月日        |
|------------|-------------|------------|----------------------|--------------|
| 合同会社 u a i | 障害児相談支<br>援 | 相談支援 u a i | 大阪府堺市堺区戎島<br>町二丁30番地 | 令和5年9月<br>1日 |

## 公 告

## 堺市公告第573号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第1項第2号の規定に基づく基準該当障害福祉サービス事業を行う事業所について、堺市基準該当障害福祉サービス事業所の登録等に関する要綱（平成19年制定）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり基準該当障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同要綱第13条の規定により公告する。

令和5年9月29日



堺市長 永 藤 英 機

| 法人名     | 事業内容     | 事業所名                   | 事業所所在地            | 廃止年月日     |
|---------|----------|------------------------|-------------------|-----------|
| 株式会社TDF | 基準該当生活介護 | 株式会社TDF<br>デイサービスセンター心 | 大阪府岸和田市八阪町三丁目5番2号 | 令和5年8月31日 |

## 堺市公告第574号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月29日

堺市長 永 藤 英 機

## 堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室令和5年度第3四半期の利用料金

| メニュー               | 料金     | 期間      |
|--------------------|--------|---------|
| 1 にゃんこピザ作り         | 1,300円 | 10月～12月 |
| 2 ソーセージロール作り       | 1,200円 | 10月～12月 |
| 3 ハロウィンメロンパン作り     | 1,300円 | 10月     |
| 4 ティラミス風ハロウィンカップ作り | 1,200円 | 10月     |
| 5 簡単に作れるパン&バター作り   | 1,100円 | 10月～12月 |
| 6 にゃんこメロンパン作り      | 1,100円 | 11月     |
| 7 ハリネズミのスイートポテト作り  | 1,000円 | 11月     |
| 8 ひつじメロンパン作り       | 1,100円 | 12月     |
| 9 デコレーションクッキー作り    | 1,000円 | 12月     |

~~~~~

堺市公告第575号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区八田南之町364番及び365番の一部並びに八田北町459番1の一部及び459番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区堀上町471番地

上野 ゆかり

~~~~~

堺市公告第576号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区鳳中町十丁8番2の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊藤 光博

## 消防局公告

堺市消防局公告第4号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月29日

堺市消防長 西尾 学

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 催しの名称 | 大鳥地車祭の為の出店              |
| 開催場所  | 堺市西区鳳北町1-1-2 大鳥大社境内     |
| 開催期間  | 令和5年10月7日（土）から同月8日（日）まで |

## 農業委員会告示

堺市農業委員会告示第10号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年9月29日

堺市農業委員会  
会長 北尻 芳孝

[日時]

令和5年10月5日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他